

塩竈市高齢者等配食サービス事業について

調理が困難な高齢者等に、市が委託した事業者が食事を自宅まで配達します。栄養バランスのとれた食事の提供のほか、配達時に安否確認も併せて行います。

《事業の対象となる方*》

- ① おおむね65歳以上の一人暮らしの方
- ② おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方※
- ③ 40歳～64歳の方で、特定疾病と認められる方※

※配偶者または同居者に障害または疾病があり、食に関する支援を受けることが困難な方。

上記の①～③のいずれかに該当し、心身の障害および疾病等の理由により食事の調理が困難な方

■回数

- ・ **週2回**まで（月～金曜日から希望日を選択）※年末年始を除く
- ・ 昼食 または 夕食 のいずれかを選択

■費用（自己負担）

1回あたり **300円(おかずのみ200円)**

※疾患に応じた食事の提供ができます。
（自己負担額が異なる場合がございますので、ご相談ください）



〈委託業者〉

- ▼ 「愛さんさん宅食」 電話：070-6967-0133
- ▼ 「宅配クック123」仙塩店 電話：022-766-8941

問い合わせ先

塩竈市高齢福祉課地域支援係（塩竈市本町1-1 壺番館1階）

電話: 022-364-1204

※サービス利用の流れは裏面をご確認ください。

《サービス利用の流れ》



【相談】

- ・窓口または電話にて、利用者本人の基本情報を確認。
- ・該当となりそうな場合、後日、担当職員が自宅訪問等により、利用者本人の生活状況について調査。



※相談～申請まではお時間がかかりますので予めご了承ください

【サービスの申請および決定】

- ・調査の内容を総合的に判断し、サービスの可否を決定する。
- ・サービス利用が該当の場合⇒「高齢者等配食サービス決定通知書」を送付
- ・サービス利用が非該当の場合⇒「高齢者等配食サービス却下通知書」を送付



【サービスの利用】

- ・月～金曜日まで、週1～2回、昼食又は夕食のどちらかを選択
- ・年末年始（12月29日～翌年1月3日までの間）を除く



【サービスの変更】

- ・利用者の状況が変化した、曜日を変更したい等の理由によりサービス内容を変更する場合は、「高齢者等配食サービス変更申請書」の提出をする。
- ・申請の内容を確認し、サービス内容の変更の可否を決定する。
- ・変更が可能⇒「高齢者等配食サービス変更通知書」を送付
- ・変更が不可⇒「高齢者等配食サービス却下通知書」を送付



【サービスの終了・中止】

次のいずれかに該当する方は、翌日から利用できないため「高齢者等配食サービス異動届」を提出する。

- (1) 利用者が死亡または転出（施設への入所等）
- (2) 長期（1か月以上）の入院
- (3) 利用対象者の条件を満たさなくなった
- (4) 何らかの理由で中止を希望する